

1. 老人保健事業について

(1) 老人保健事業の今後の方向について

老人保健法に基づく医療等以外の保健事業（以下「老人保健事業」という。）については、先般の医療制度改革において「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）」に改正したことに伴い、生活習慣病予防の観点からの取組については、

- ① 老人保健事業として実施してきた基本健康診査等について、平成20年度から、
 - ア 40歳から74歳までの者については、高齢者医療確保法に基づく特定健康診査及び特定保健指導として、医療保険者にその実施を義務づけることとしており、また、
 - イ 75歳以上の者については、後期高齢者医療広域連合に努力義務が課されている保健事業の一環として、健康診査を実施する方向で検討が進められている。
- ② また、これまで老人保健事業として実施してきた歯周疾患検診、骨粗鬆症検診等については、平成20年度から健康増進法に基づく事業として、市区町村が引き続き実施することとされたところである。

また、老人保健事業のうち、介護予防の観点からの取組については、介護予防を中心とする高齢者に対するサービスを強化するため、一昨年の介護保険法の改正において地域支援事業を創設し、平成18年4月から介護予防事業の実施を市区町村に義務付け、この事業の中で実施しているところである。

さらに、現在、老人保健事業における基本健康診査の一環として実施している生活機能評価については、平成20年度からは地域支援事業における介護予防事業において実施することとしているところである。

なお、生活機能評価の実施に当たっては、市区町村においては、受診者の負担を軽減するため、医療保険者が実施する特定健康診査等と共同で実施することが望ましいとの有識者からの御意見をいただいているところであり、現在、実施方法等について省内で検討しているところである。

老人保健事業については、昭和57年度の制度創設以来、市町村での地域保健活動の拡大・推進や保健関係職種の役割の定着・技術の向上に寄与するとともに、高齢者に対するサービス提供の先駆的な取組となったものと評価されており、制度見直し後においても施策が後退しないよう、それぞれの施策において、必要な措置を講ずることとされているところである。

(2) 保健事業平成19年度計画(案)について

老人保健事業については、平成17年度以降、原則として、保健事業第4次計画の考え方に沿って単年度計画に基づき事業を実施していただいているところである。老人保健事業の最終年度となる平成19年度においても同様に実施していただくことを考えており、平成19年度予算案において所要の額を計上しているところである。

現時点における計画案については、(資料1)のとおりであり、正式な通知については、政府予算の成立後、速やかにお示しすることとしているので、各都道府県におかれては、管内市区町村及び関係団体等に対する周知並びに適切な指導を行い、事業の円滑な実施に遺漏のないよう、特段の御配慮をお願いしたい。

なお、老人保健事業のこれまでの実績等については参考資料として添付するので、業務の参考としていただきたい。

※ 主な変更点については下線で表示

(資料1)

保健事業平成19年度計画(案)

第一 保健事業平成19年度計画の基本的考え方

- 1 保健事業平成19年度計画(以下「平成19年度計画」という。)は、平成19年度における保健事業の基本指針及び全国的総事業量に関する厚生労働省の考え方を示すものとする。
- 2 平成19年度計画においては、疾病(特に生活習慣病)の予防と、寝たきりなどの要介護状態若しくは要支援状態(以下「要介護状態等」という。)となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止(以下「介護予防」という。)を通じ、「健康日本21計画」の目標でもある健康寿命の延伸を図ることを重点的な目標とし、ひいては、医療保険制度及び介護保険制度の安定的な運営にも資するものとする。
- 3 生活習慣病のうち、重点的に対策を講じることが必要な疾患(以下「重点対象疾患」という。)として、がん、脳卒中、心臓病、糖尿病、高血圧及び高脂血症が挙げられる。これらの重点対象疾患を予防する観点から、壮年期以降における食生活、運動、喫煙等の生活習慣の改善への取組を重視するものとする。また、歯周疾患、骨粗鬆症及びウイルス性肝炎についても取組を推進する。
- 4 これと併せて、要介護状態等の原因となる生活機能の低下、生活環境上の問題等の改善を図るための保健サービスを実施し、介護予防の取組を推進する。
- 5 65歳以上の者については、介護保険法(平成9年法律第123号)に基づく介護予防給付や介護予防事業(以下「介護予防事業等」という。)により、介護予防に資する事業が実施されることから、健康教育、健康相談、健康診査のうち介護を要する状態等の予防に関する健康度評価、機能訓練及び訪問指導については、40歳から64歳までの者を対象とする。また、基本健康診査においては、65歳以上の者を対象に生活機能評価を実施し、介護予防事業等との連携により、生活機能低下の早期把握及び早期対応の取組を推進する。
- 6 これらの保健サービスの提供に当たっては、住民一人ひとりの需要の多様性と、自主的なサービスの選択を重視する観点から、地域の実情に即したアセスメント手法(質問票等)を活用して、個々の対象者の需要に適合したサービスを体系的・総合的

に提供するよう努める。

- 7 以上の基本的考え方を踏まえ、以下に記述する各事項については、地区医師会等関係団体との調整を十分に行うものとする。

第二 個々の保健事業についての考え方

1 健康手帳による健康管理の在り方

利用者本人の健康管理に資する観点から、健康手帳の交付時に、利用者が自らの生活習慣行動や生活機能を確認するとともに、市町村が保健サービスを提供するに当たっての必要な情報を得ることができるよう、健康度評価のための質問票を交付する。

2 健康教育の在り方

健康教育は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象として実施するものとし、その事業区分は、個別健康教育及び集団健康教育とする。

(1) 個別健康教育

- ① 個別健康教育は、対象者が指導者から一対一で受ける健康教育であり、高血圧、高脂血症、糖尿病及び喫煙の4領域について実施する。このうち、高血圧、高脂血症及び糖尿病については、基本健康診査においてそれぞれの事項に関連して要指導とされた者等を対象とし、また、喫煙については、禁煙の意思を有しているが自らの努力だけでは禁煙できない者を、基本健康診査の問診その他の適切な方法により把握して実施する。
- ② 市町村は、上記の4領域それぞれについて、被指導実人数の目標を設定し、その目標に応じて実施体制を整備する。高血圧、高脂血症及び糖尿病について、基本健康診査の要指導者の見込み数に参加が見込まれる割合を乗じた数を目安として目標を設定する。喫煙については、禁煙の意思を有しているが自らの努力だけでは禁煙できない者の推計数を目安として目標を設定する。
- ③ なお、健康診査の事業の中で取り組まれている健康度評価のうち、個別健康教育とみなされるものについては、個別健康教育として取り扱う。

(2) 集団健康教育

- ① 各市町村において、平成18年度の集団健康教育の事業量に一定の上乗せをし、実施回数目標を設定する。実施延人数についても適宜把握する。

- ② また、内容の重点化を図るなど、事業内容の充実に努めるとともに、適切な事業量の維持・向上を図るものとする。

3 健康相談の在り方

健康相談は、市町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者を対象として実施するものとし、その事業区分は、重点健康相談及び総合健康相談とする。

健康相談の被指導者に対しては、必要に応じて、事後のサービスを体系的に提供していくための健康度評価を実施する。

(1) 重点健康相談

各市町村において、平成18年度に40歳から64歳までの者を対象として実施された事業量に一定の上乗せをし、実施回数について目標を設定する。実施延人数についても適宜把握する。

(2) 総合健康相談

各市町村において、平成18年度に40歳から64歳までの者を対象として実施された事業量に一定の上乗せをし、実施回数について目標を設定する。実施延人数についても適宜把握する。

4 健康診査の在り方

健康診査の事業区分は、基本健康診査（訪問基本健康診査及び介護家族訪問基本健康診査を含む。）、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診及び健康度評価とする。実施に当たっては、健康増進法（平成14年法律第103号）に基づく「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成16年6月14日厚生労働省告示第242号）」に十分配慮する。

(1) 基本健康診査

- ① 基本健康診査は、市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象として実施するものとする。
- ② 基本健康診査の検査項目は、40歳から64歳までの者については平成18年度と同様とし、65歳以上の者については生活機能評価に関する検査項目を追加することとする。
- ③ 各市町村においては、要指導者のうち適切な事後指導（個別健康教育等）を受けた者の割合、要医療者のうち医師の診療を受けた者の割合、生活機能の低下が指摘された者のうち介護予防ケアマネジメントを受けた者の割合、受診者に結果を通知

するまでの期間など、独自の指標に基づいた目標を定めることとする。

- ④ 市町村において健康診査の結果の記録を時系列的に把握できるようにしておくことは、受診者本人が健康診査の結果を適切に把握することはもとより、受診者を支援する上でのサービス内容の充実を図るための有効な手段となることから、これを積極的に推進するよう努めるものとする。
- ⑤ 受診率を算定する上での対象人口の把握方法については、各市町村の実情が異なることを勘案し、それぞれの実態にふさわしい方法によることとする。
- ⑥ 基本健康診査の実施形態として、集団健診によるもの及び医療機関委託によるものに加えて、訪問基本健康診査及び介護家族訪問基本健康診査についても、地域の実情に応じた推進を図る。その実施に当たっては、在宅の寝たきり者等及びその家族の実態並びにこれらの者の在宅における健康診査の受診希望を把握することが重要である。なお、65歳以上の者については、生活機能の低下を早期に把握し、速やかに介護予防事業等につなげる必要があることから、年間を通じて受診できる体制を整備するものとする。
- ⑦ 基本健康診査の事業量に関する全国共通の指標として、引き続き受診率を用いることとし、全国的には受診率50%を目標とする。なお、65歳以上については、生活機能評価が新たに導入されることから、別途、介護保険の第一号被保険者数を分母に用いて受診率を算出することとし、各市町村の実情に応じて目標を設定する。

(2) 歯周疾患検診

- ① 歯周疾患検診については、市町村の区域内に居住地を有する40歳、50歳、60歳及び70歳の者を対象とする節目検診として、独立した検診として実施する。なお、市町村の判断により、基本健康診査等と併せて実施することを妨げるものではない。
- ② 具体的な実施方法については、歯周疾患検診マニュアル（平成12年4月作成）によるものとする。なお、70歳の者については、介護予防事業等との連携にも、十分に配慮するものとする。
- ③ 各市町村において、平成18年度の事業量を基本として、受診者数について目標を設定する。

(3) 骨粗鬆症検診

- ① 骨粗鬆症検診については、市町村の区域内に居住地を有する40歳、45歳、5

0歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性を対象とする節目検診として、独立した検診として実施する。なお、市町村の判断により、基本健康診査等と併せて実施することを妨げるものではない。

- ② 具体的な実施方法については、骨粗鬆症予防マニュアル（平成12年4月作成）によるものとする。なお、65歳及び70歳の女性については、介護予防事業等との連携にも、十分に配慮するものとする。
- ③ 各市町村において、平成18年度の事業量を基本として、受診者数について目標を設定する。

(4) 肝炎ウイルス検診

- ① 肝炎ウイルス検診等については、C型肝炎等緊急総合対策の一環として、平成14年度からの5カ年計画として実施され、平成18年度が最終年度となっていた。しかしながら、何らかの理由により未受診の者が相当程度存在するものと推計されることから、平成19年度においても実施する。
- ② 肝炎ウイルス検診については、市町村の区域内に居住地を有する40歳の者を対象とする節目検診又は節目検診対象者以外の保健事業の健康診査の対象者のうち、平成19年度の基本健康診査においてALT（GPT）値により要指導と判定された者及び平成14年度から平成18年度までの本事業に基づく肝炎ウイルス検診の対象者であって受診の機会を逸した者を対象とする節目外検診として、可能な限り、基本健康診査と併せて実施するものとする。
- ③ 具体的な実施方法については、「肝炎ウイルス検診等実施要領の一部改正について（平成19年 月 日老発 号厚生労働省老健局長通知）」によるものとする。
- ④ 各市町村において、平成18年度の事業量を勘案し、適切に受診者数についての目標を設定する。

(5) 健康度評価

- ① 健康度評価については、市町村の区域内に居住地を有する40歳以上の者を対象として実施するものとする。ただし、介護を要する状態等の予防に関する健康度評価については、40歳から64歳までの者を対象として実施する。
- ② 基本健康診査受診者に対して、事後のサービスを体系的に提供していく観点から健康度評価を実施することが重要である。
- ③ 各市町村において、健康診査受診後に健康度評価を受けた者や、健康度評価の結

果に即して適切な事後のサービス提供を受けた者の全受診者に占める割合など、独自の指標に基づいた目標を定めるよう努めるものとする。

(6) がん検診

- ① がん検診（胃がん検診、子宮がん検診、肺がん検診、乳がん検診及び大腸がん検診）は、一般財源化に伴い、平成10年度以降、国として目標数値を定めてはいないが、その効果及び重要性は広く認められているところであり、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針（平成10年3月31日老健第64号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知）」（以下「がん検診指針」という。）に基づき、引き続き事業の推進に努められるよう管内市町村に対し周知徹底を図られたい。
- ② がん検診の事業評価に関しては、「健康診査管理指導等事業実施のための指針の策定について（平成10年3月31日老健第65号厚生省老人保健福祉局老人保健課長通知）」、「がん検診指針」、「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」が示されており、これらの指針に基づき、質の高いがん検診を実施するための体制の確保に努められたい。
- ③ 乳がん検診については、平成17年度及び平成18年度の2ヶ年でマンモグラフィ緊急整備事業によりマンモグラフィの全国的な整備を実施したところであり、各市町村に対し乳がん検診の受診率向上のための積極的な取組を求められたい。

5 機能訓練の在り方

- ① 機能訓練の対象者は、市町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者とする。
- ② 要介護状態等の者に対するサービスの提供については、原則として、介護保険給付として実施されることになることから、これらの者については機能訓練の対象としない。なお、介護予防の一層の推進を図る観点から、都道府県が行う地域リハビリテーション推進のための事業との緊密な連携の下に実施することが重要である。
- ③ 各市町村において、平成18年度に40歳から64歳までの者を対象として実施された事業量に一定の上乗せをし、事業の被指導実人数及び延人数の目標を設定する。
- ④ 実施回数は週2回で、毎週実施することを基本とし、一人の対象者の事業への参加期間はおおむね6ヶ月とする。

6 訪問指導の在り方

- ① 訪問指導は、重点対象疾患の予防、介護予防及び保健サービスと医療・福祉等他のサービスとの調整を図ることを事業の目的とする。介護保険の給付対象者に対し、介護保険以外のサービスに関する調整を図るために必要な訪問指導は、本事業において行うものとするが、介護保険給付と内容的に重複するサービスについては行わないこととする。
- ② 訪問指導の対象は、市町村の区域内に居住地を有する40歳から64歳までの者とし、健康診査の要指導者等（健康診査後のフォローアップ対象者、健康相談や個別健康教育を受けた者を含む。）及び介護予防の観点から支援が必要な者とする。
- ③ 各市町村において、平成18年度に40歳から64歳までの者を対象として実施された事業量に一定の上乗せをし、被訪問指導実人数及び延人数の目標を設定する。
- ④ 訪問指導の実施に当たっては、地域住民活動（ボランティア、自主グループ等）との連携を特に重視し、この連携の下で訪問指導対象者を支援していくよう努めるものとする。

7 その他

保健事業の対象者の把握に当たっては、医療保険の各保険者及び事業所との連携を重視し、地域の実情に応じ、地域・職域連携推進協議会、保険者協議会等を活用するものとする。

第三 介護予防のための取組と保健事業

介護予防を効果的に推進するためには、保健・医療・福祉の各分野にわたる総合的な取組が不可欠である。このため、保健事業の推進に当たっては、個々の対象者の需要の把握から事業実施計画の作成に至るまで、あらゆる介護予防のための取組との一体的な実施に努めることが重要である。特に、平成18年度からは、基本健康診査の中で生活機能評価を行うことになっていることから、平成19年度においても引き続き介護予防事業等と密接に連携を図る必要がある。

(3) 保健事業実施要領新旧対照表(案)(平成19年4月1日施行予定)

※ 2月27日「第2回介護予防継続的評価分析等検討会」における資料からの主な変更点は第5の2の(3)のイの部分

(傍線の部分は改正部分)

u003c/div>

改正後	現 行
<p>別 添 保健事業実施要領</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 健康診査</p> <p>1 総論 (略)</p> <p>2 基本健康診査</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 基本健康診査の実施</p> <p>ア 検査項目及び方法</p> <p>基本健康診査は、問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、循環器検査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査、ヘモグロビンA1c検査及び血清アルブミン検査を実施する。</p> <p>なお、反復唾液嚥下テスト、心電図検査、眼底検査、貧血検査、ヘモグロビンA1c検査及び血清アルブミン検査については医師の判断に基づき選択的に実施する。</p> <p>(7) 問診</p> <p>現状の症状、生活機能評価に関する項目(「<u>健康度評価のための質問票(B票)(基本チェックリスト)</u>」(別添2の様式2。以下「<u>基本チェックリスト</u>」という。)を用いるものとする。)、既往歴、家族歴、嗜好、過去の健康診査受診状況等を聴取する。</p> <p>(イ)～(シ) (略)</p>	<p>別 添 保健事業実施要領</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 健康診査</p> <p>1 総論 (略)</p> <p>2 基本健康診査</p> <p>(1) 目的 (略)</p> <p>(2) 基本健康診査の実施</p> <p>ア 検査項目及び方法</p> <p>基本健康診査は、問診、身体計測、理学的検査、血圧測定、検尿、循環器検査、貧血検査、肝機能検査、腎機能検査、血糖検査、ヘモグロビンA1c検査及び血清アルブミン検査を実施する。</p> <p>なお、反復唾液嚥下テスト、心電図検査、眼底検査、貧血検査、ヘモグロビンA1c検査及び血清アルブミン検査については医師の判断に基づき選択的に実施する。</p> <p>(7) 問診</p> <p>現状の症状、生活機能評価に関する項目(別添2の様式2「<u>健康度評価のための質問票(B票)</u>」を用いるものとする。)、既往歴、家族歴、嗜好、過去の健康診査受診状況等を聴取する。</p> <p>(イ)～(シ) (略)</p>

-10-

イ・ウ (略)

(3) 検査結果の判定と指導区分

検査結果については、各検査ごとに所定の方法で判定し、指導区分の決定に当たっては、これらの判定結果を総合的に判断し、「異常認めず」、「要指導」及び「要医療」に区分する。なお、区分に当たっては、年齢、性、生活環境等の個人差について十分配慮する。

また、日常生活で必要となる機能（以下「生活機能」という。）及び介護予防事業（地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）における「通所型介護予防事業」及び「訪問型介護予防事業」をいう。以下同じ。）に関する評価については、基本チェックリストにより特定高齢者の候補者に該当した者（要支援・要介護認定者を除く。）について総合的に判断するものとし、当該者について次のいずれかに区分する。

なお、特定高齢者の候補者の該当基準については、地域支援事業実施要綱の選定方法によるものとする。

ア 生活機能の低下あり

生活機能の低下があり、要支援・要介護状態となるおそれが高いと考えられる場合（具体的には、地域支援事業実施要綱における特定高齢者の決定方法に該当している場合）

アー（ア） 介護予防事業の利用が望ましい

生活機能の低下があり、介護予防事業の利用が望ましい場合

アー（イ） 医学的な理由により次の介護予防事業の利用は不適当

- 全て
- 運動器の機能向上
- 栄養改善
- 口腔機能の向上
- その他（ ）

生活機能の低下はあるが、心筋梗塞、骨折等の傷病を有しており、

- ① 介護予防事業の利用により当該傷病の病状悪化のおそれがある
- ② 介護予防事業の利用が当該傷病の治療を行う上で支障を生ずるおそれがある

等の医学的な理由により、介護予防事業の利用は不適当であると判断される場合であり、具体的に利用が不適当な介護予防事業のプログラムに印を付するものとする。

イ・ウ (略) 健康診査

(3) 検査結果の判定と指導区分

検査結果については、各検査ごとに所定の方法で判定し、指導区分の決定に当たっては、これらの判定結果を総合的に判断し、「異常認めず」、「要指導」及び「要医療」に区分する。なお、区分に当たっては、年齢、性、生活環境等の個人差について十分配慮する。

さらに、生活機能についても総合的に判断し、次のいずれかに区分する。

ア 医療を優先すべき

介護予防事業等の利用よりも医療を優先する必要性が認められると判断される場合

イ 生活機能の著しい低下有り

ア以外の場合であって、介護予防事業等の利用が必要と判断される場合

ウ 生活機能の著しい低下無し

ア以外の場合であって、生活機能の低下所見を認めないか、あるいは生活機能が比較的良好に保たれていると判断される場合

(印を付されていないプログラムは利用が望ましいプログラムとなる。)

イ 生活機能の低下なし

生活機能が比較的良好に保たれ、要支援・要介護状態となるおそれが高いとは考えられない場合（具体的には、地域支援事業実施要綱における特定高齢者の決定方法に該当していない場合）

(4)・(5) (略)

3～6 (略)

7 介護予防事業等への参加の指導

(1) 目的

基本健康診査の結果「介護予防事業の利用が望ましい」と判定された者について、介護予防事業等への参加を指導することにより、的確な支援を確保する。

(2) 対象者

基本健康診査の結果「介護予防事業の利用が望ましい」と判定された者

(3)・(4) (略)

第6～第8 (略)

(4)・(5) (略)

3～6 (略)

7 介護予防事業等への参加の指導

(1) 目的

基本健康診査の結果「生活機能の著しい低下有り」と判定された者について、介護予防事業等への参加を指導することにより、的確な支援を確保する。

(2) 対象者

基本健康診査において「生活機能の著しい低下有り」と判定された者

(3)・(4) (略)

第6～第8 (略)

(4) 平成19年度老人保健事業の交付基準単価(案)について

事務連絡

平成19年3月12日

各
都道府県
指定都市
中核市
老人保健事業担当課長 殿

厚生労働省老健局老人保健課

予算係長

保健指導係長

平成19年度保健事業費等国庫負担(補助)金の交付基準単価(案)について

老人保健事業の推進につきましては、平素より格別の御配慮をいただき感謝申し上げます。

さて、平成19年度における保健事業費等の交付基準単価については、別添「平成19年度保健事業費等国庫負担(補助)金交付基準単価(案)」により平成19年4月1日から適用することとしておりますので、御了知の上、その取扱いに遺漏なきよう各市町村に対する周知方よろしく御願いたします。

平成19年度保健事業費等国庫負担（補助）金交付基準単価（案）

（目）保健事業費等負担金

			交付基準 単価(案)	費用徴収 基準(案)		
			円	円		
1 健康 手帳作成費	(1) 老人保健法第25条第1項の規定により医療を受けることのできる者 ただし、医療受給者証のみを交付する場合		110	-		
	(2) 40歳以上で(1)以外の者		100	-		
	2 健康 教育費	(1) 個別健康教育	高血圧	医療機関実施	17,280	-
市町村実施				16,770	-	
糖尿病			医療機関実施	22,070	-	
			市町村実施	17,184	-	
高脂血症			医療機関実施	18,490	-	
			市町村実施	17,334	-	
喫煙		医療機関実施	6,170	-		
		市町村実施	6,750	-		
(2) 集団健康教育		1万人未満		642,000	-	
		1万人以上 3万人未満		685,000	-	
		3万人以上10万人未満		774,000	-	
		10万人以上30万人未満		957,000	-	
	30万人以上		1,865,000	-		
3 健康 相談費	1万人未満		161,000	-		
	1万人以上 3万人未満		205,000	-		
	3万人以上10万人未満		324,000	-		
	10万人以上30万人未満		637,000	-		
	30万人以上		2,637,000	-		
4 健康 診査費	(1) 基本健康診査費	ア 基本健康診査費	集団検診	4,240	1,300	
			生活機能評価のみ 別途実施	2,570	800	
				生活機能評価のみ 同時実施	403	100
			保 健 所		4,016	1,200
				生活機能評価のみ 別途実施	2,347	700
				生活機能評価のみ 同時実施	403	100
			医療機関	一括方式	7,843	2,400
				個別方式	9,804	3,000
				生活機能評価のみ 別途実施	7,018	2,100
				生活機能評価のみ 同時実施	2,083	600
			イ 訪問基本 健康診査費	医師に看護師を帯同させる場合	12,695	-
				医師のみの場合	9,361	-
			ウ 介護家族訪問 基本健康診査	医師に看護師を帯同させる場合	12,695	-
	医師のみの場合	9,361		-		
(2) 歯周疾患検診費	40歳、50歳、60歳、70歳の者		4,227	1,300		
(3) 骨粗鬆症検診費	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳の女性		4,733	1,400		
(4) 渡 航 費	検診車の離島渡航費で厚生労働大臣が認めた額		-	-		

			交付基準 単価(案)	費用徴収 基準(案)		
4 健康 診査費	(5) 健康診査実施 連絡等費	ア 事業実施通知費	50	-		
		イ 受診結果連絡費	158	-		
		ウ 検診記録簿作成費	48	-		
	(6) 健康度評価事業費		1,693	-		
	(7) 肝炎ウイルス検診	節目検診	医療機関 委託方式	基本型(C型+B型実施)	3,402	1,000
				B型を希望しない場合	3,098	900
				C型を希望しない場合	1,817	500
			集団方式 (保健所実施 も含む)	基本型(C型+B型実施)	1,918	600
				B型を希望しない場合	1,619	500
				C型を希望しない場合	359	100
要指導者等検診 (節目外検診) (*注)		医療機関 委託方式	基本型(C型+B型実施)	5,519	1,700	
			B型を希望しない場合	5,089	1,500	
	C型を希望しない場合		3,808	1,100		
5 機能 訓練費	(1) 事業費		9,000	-		
	ただし、リフトバス等による送迎を実施する場合は、		23,000	-		
	(2) 器具整備費		958,000	-		
	(3) 送迎車購入費		4,500,000	-		
6 訪問 指導費	1万人未満		13,000	-		
	1万人以上 3万人未満		22,000	-		
	3万人以上10万人未満		62,000	-		
	10万人以上30万人未満		250,000	-		
	30万人以上		726,000	-		

(*注) 当単価は基本健康診査と別に検診日を設けて節目外検診を実施する場合の単価である。

基本健康診査と同一日に実施する場合は、節目検診の単価を使用すること。